

平成22年度警察庁予算執行計画

警察庁予算監視・効率化チーム

「予算監視・効率化チームに関する指針」及び「予算執行の情報開示充実に関する指針」を踏まえ、警察庁における予算執行の適切性及び透明性の確保並びに効率性の向上を図るため、以下のとおり、平成22年度警察庁予算執行計画を策定する。

1 予算監視・効率化の推進体制

(1) 警察庁予算監視・効率化チーム

ア 警察庁予算監視・効率化チームの構成

警察庁予算監視・効率化チーム（以下「チーム」という。）の構成は、以下のとおりとする。

チームリーダー	国家公安委員会委員長
事務局長	官房長
事務局長代理	総括審議官
副事務局長	総務課長、人事課長、会計課長
チームメンバー	長官官房参事官（企画担当）、生活安全企画課長、刑事企画課長、企画分析課長、交通企画課長、警備企画課長、外事課長、情報通信企画課長、警察大学校教務部長、科学警察研究所総務部長、皇宮警察本部副本部長

なお、必要に応じ、地方機関の職員その他のチームメンバー以外の者に対し、チームの会合への出席を求めることができる。

イ チームの役割

チームは、警察庁における予算執行計画及び各種改善策の策定並びに進ちよく管理、事前審査、行政事業レビュー、国民の声への対応、情報開示等を行うことにより、予算執行の適切性及び透明性の確保並びに効率性の向上を図る。

(2) チームに参画する外部有識者

ア 外部有識者の指定

チームに参画する外部有識者は、以下のとおりとする。

赤坂裕彦	弁護士
竹谷智行	弁護士
松村敏弘	東京大学教授
水谷章	公認会計士・税理士

イ 外部有識者の役割

外部有識者は、チームの会合に出席し、チームが予算執行に係る監視・評価機能等を適切かつ十分に発揮し、警察庁における予算執行の適切性及び透明性の確保並びに効率性の向上が図られているかを確認するとともに、チームの取組みについて助言を行う。

(3) チームの定例会合

チームは、チームリーダー及び外部有識者の参加の下で少なくとも四半期に1回、定例会合を開くこととする。

(4) 警察庁予算監視・効率化推進グループ

ア 警察庁予算監視・効率化推進グループの構成

チームの下部組織として、警察庁予算監視・効率化推進グループ（以下「グループ」という。）を設置し、構成は以下のとおりとする。

リ	ー	ダ	ー	会	計	課	長
グ	ル	ー	プ	メ	ン	バ	ー
情報公開・個人情報保護室長、総務課理事官（企画）、人事総括企画官、会計企画官、監査室長、生活安全企画課理事官、刑事企画課理事官、企画分析課理事官、交通企画課理事官、警備企画課理事官、外事課理事官、情報通信企画課理事官、警察大学校教務部会計課長、科学警察研究所総務部会計課長、皇宮警察本部会計課長							

なお、必要に応じ、地方機関の職員その他のグループメンバー以外の者に対し、グループの会合への出席を求めることができる。

イ グループの役割

グループは、チームの会合の設営のほか、チームが行う予算監視・効率化の取組みに係る実務を担う。

2 予算監視・効率化に向けた取組み計画

(1) 支出に関する計画

警察庁における経費の支出は、平成22年度支払計画予定表（別紙1）に基づき行う。その際、庁費、旅費（職員旅費、外国旅費及び活動旅費）及び補助金（都道府県警察費補助金、都道府県施設整備費補助金及び千葉県警察成田国際空港警備隊費補助金）については、予算の使い切りを目的とした不要不急の執行の防止、予算の計画的な早期執行等の観点から、特に重点的に予算執行の効率化等を図るものとする。

(2) 支出に関する計画の進ちよく把握・管理等

支出に関する計画の進ちよく状況の把握は、月ごとに、グループにおいて行うこととし、チームの定例会合に報告した後、公表するものとする。

(3) 自己評価の実施

四半期ごとに、予算執行計画を含む、予算監視・効率化の取組み全体の進ちよく状況をグループにおいて取りまとめ、チームの定例会合に報告する。

チームでは、グループからの報告を基に、予算監視・効率化の取組みが十分であるかを確認し、新たに取組みむべき事項、強化すべき事項等について指示を行う。

また、年度終了後には、予算監視・効率化の取組みの成果、計画全体の達成度等について、チームにおいて自己評価を行う。

(4) 予算執行上の重要な決定等についての事前審査の実施

警察庁が行う物品役務等に係る調達案件（地方機関等に係るものを含む。）のうち、チームが重要と認めたものについては、チームの定めるところにより、事前審査を行うこととする。事前審査の実施に当たっては、必要性、有効性及び効率性の観点から審査を行うこととする。

(5) 「行政事業レビュー」の実施

行政事業レビューについては、平成22年度警察庁行政事業レビュー行動計画（別紙2）に基づいて、適切に実施する。

(6) 国民の声の受付・対応

警察庁ウェブサイト上に、予算執行に係る国民の声を受け付ける窓口を設ける。受け付けた国民の声については、チームの定例会合に報告し、少なくとも年1回は、それらへの対応・改善結果等を取りまとめ、公表することとする。

(7) 職員の参画や意識の向上を図る取組み

ア 職員からの提案の募集

チームにおいて、職員から予算執行の効率化等に関する提案を募集し、有効な提案については、適切な活用を図る。

イ 研修等の実施

会計業務を担当する職員等を対象とする研修において、予算執行の効率化等についての意識の醸成を目的とした内容を盛り込むほか、各種会議等を通じて、本計画の周知を図る。

(8) 予算執行の情報開示の充実

ア 予算支出状況の継続的な開示

毎月の予算の項別の支出状況を、少なくとも四半期ごとに、当該期間の終了後、適宜に遅滞なく公表する。特に、庁費及び旅費については、目単位の支出状況についても公表する。

イ 公共調達に関する情報開示

競争入札と随意契約の別及び公共工事と物品役務等の別に分けて、少額のものを除きすべての契約に係る情報の公表を適切に実施する。

また、随意契約見直し計画のフォローアップ、競争性のない随意契約の公表、一者応札・一者応募に係る改善についても、引き続き適切に実施する。

ウ 補助金に関する情報開示

補助金等の交付決定について、次に掲げる事項を、四半期ごとに各四半期終了時から45日以内に公表する。

事業名

補助金交付先名

交付決定額

支出元会計区分

支出元（目）名称

補助金交付決定等に係る支出負担行為の日

エ 予算の支出先の明示

平成21年度の支出実績について、契約又は補助金等に基づく支出（250万円を超えるものに限る。）に係る支出先上位100位までの、支出先及び次に掲げる支出内容に関する事項を公表する。

事業名

金額

支出元会計区分・費目名

オ 委託調査費についての情報開示

委託調査費の支出状況について、次に掲げる事項を、四半期ごとに各四半期終了時から45日以内に公表する。

調査の名称・概要

契約の相手方名

契約形態

契約金額

契約締結日

成果物（完成後に適宜の形式により公表）

カ タクシー代についての情報開示

タクシー代の支出について、支出実績を四半期ごとに、各四半期終了時から45

日以内に公表する。

キ 公益法人への支出についての情報開示

公益法人等への契約による支出状況について、次に掲げる事項を、四半期ごとに各四半期終了時から45日以内に公表する。

物品役務等、公共工事等の名称

契約の相手方名

支出元会計区分

契約形態

契約金額

契約締結日

ク 広報経費についての情報開示

広報経費に係る支出状況について、次に掲げる事項を、四半期ごとに各四半期終了時から45日以内に公表する。

物品役務等の名称

契約の相手方名

契約形態

契約金額

契約締結日

ケ 開示の形態

開示する情報については、警察庁ウェブサイト上に、一元的なポータルとなるページを設ける。

平成22年度 支払計画予定表

(単位:千円)

項 別	歳出予算 現 額	第1四 半期分	第2四 半期分	第3四 半期分	第4四 半期分	出納整 理期分	翌年度 へ繰越	計	支払計画 未計画額
(組織)警察庁	270,543,267	73,473,882	67,503,401	64,818,008	57,649,126	7,098,850		270,543,267	
警察庁共通費	92,271,191	27,362,338	16,184,154	24,469,744	23,715,914	539,041		92,271,191	
警察庁施設費	12,890,035	5,009,635	4,933,059	2,728,234	219,107			12,890,035	
生活安全警察費	211,886	13,199	24,442	22,470	151,775			211,886	
刑事警察費	489,980	251,808	84,256	85,981	67,935			489,980	
組織犯罪対策費	61,289	19,061	13,280	17,284	11,664			61,289	
交通警察費	21,016,051	5,421,360	4,989,594	5,009,024	5,097,323	498,750		21,016,051	
警備警察費	12,110,561	3,586,444	2,394,623	3,540,622	2,419,611	169,261		12,110,561	
皇宮警察本部	8,395,855	2,307,323	1,656,182	2,717,313	1,608,847	106,190		8,395,855	
船舶建造費	333,360			333,360				333,360	
犯罪被害給付費	2,071,710	520,435	520,173	515,514	515,588			2,071,710	
情報技術犯罪対策費	207,630	37,193	49,855	49,721	70,861			207,630	
科学警察研究所	2,112,915	606,649	511,011	535,874	423,289	36,092		2,112,915	
警察活動基盤整備費	118,370,804	28,338,437	36,142,772	24,792,867	23,347,212	5,749,516		118,370,804	

平成22年度警察庁行政事業レビュー行動計画

平成22年4月8日
警察庁

1 実施体制

警察庁における行政事業レビュー（以下「レビュー」という。）は、警察庁予算監視・効率化チーム（以下「チーム」という。）において実施することとし、責任者は国家公安委員会委員長、実施担当者は官房長とする。

レビューに係る実務は、警察庁予算監視・効率化推進グループ（以下「グループ」という。）において処理する。

なお、必要に応じ、地方機関の職員その他のチーム又はグループのメンバー以外の者に対し、レビューへの参加を求める。

2 実態把握等の基本的な考え方

(1) 実態把握

レビューの対象となる事業に係る予算の最終的な支出先と用途については、レビューシートの作成に当たり、事業を担当する局部課において調査する。

チームにおいて、チームによる実態把握が必要と認めた事業については、当該事業を担当する局部課が、予算の支出先の現場確認等による実態把握を行い、チームに報告する。

(2) 事業の単位

レビューは、基本的に、庁費等の事務的経費、人件費等を除いた平成21年度に実施したすべての事業を対象とするが、対象とする事業の単位の設定については、効果的なレビューが可能となるよう、用途に応じて、個別の事業内容が適切に把握できるよう工夫する。

3 自己点検の実施方法

事業を担当する局部課における実態把握及び自己点検の結果に基づき、チームにおいて自己点検を実施する。自己点検の具体的な要領等については、チームリーダーが別途定める。

4 スケジュール

22年4月：事業を担当する局部課における実態把握及び自己点検

5月：チームにおける自己点検

6月：レビュー結果の中間取りまとめ、レビューシートの公表、国民からの意見募集

8月：レビュー結果の概算要求への反映及び反映結果の公表、レビューシート最終版の公表

5 実効性向上のための施策

平成22年度警察庁予算執行計画に基づき実施する国民の声の受付や職員からの提案の募集において、レビューに関する意見や提案についても受け付ける。

また、自己点検等の場においては、受け付けた意見等にも留意して、点検、検討等を行う。